

## 令和3年度 第1回羽幌町港湾審議会 会議録

- 1 日 時 令和3年8月24日（火）14：00から15：00まで
- 2 場 所 羽幌町役場 4階大会議室
- 3 出席者 委員：今 隆（委員長）、江野英嗣（委員長職務代理者）、重原伸昭、  
福井俊之、蝦名 修、佐藤 満、楠美敬一、野宮晃廣  
顧問：留萌海上保安部長、留萌開発建設部留萌港湾事務所長、  
北海道留萌建設管理部羽幌出張所長  
町：羽幌町長、建設課長、建設課管理係長
- 4 会議録 次のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>本日は、皆さんには大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本来であればもう少し早い時期に本審議会を開催すべき会議でしたが、遅くなってしまったことをお詫び申し上げます。</p> <p>本日の審議会は、新たな体制になって最初の審議会でございますので、まずは委嘱状の交付を行いました後、改めて町長よりご挨拶を申し上げ、委員長の選出、職務代理者の指名等の審議会の組織に必要な事項を決定させていただきます。</p> <p>それでは、始めに委嘱状の交付を行います。お名前を呼ばれた方は、おそれ入りますが前のほうまでお越しください。よろしくお願ひします。</p>
町長	委嘱状交付
事務局	それでは、改めまして審議会の開催にあたりまして、町長よりご挨拶を申し上げます。
町長	<p>本日は、時節柄大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より町行政の広い分野に渡りまして、深いご理解と暖かいご支援ご協力をいただいていることに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>さらには、港湾審議会委員並びに顧問としてご就任いただきましたことに対しましても、心から感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>この後、委員長の選出、職務代理者の指名を行い、令和2年度、令和3年度の事業内容の報告と、令和4年度以降の整備内容について担当課よりご説明をいたしますが、今後につきましても、皆様からのご意見をいただきながら、要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>

事務局	<p>それでは審議会に入つて参りたいと思います。</p> <p>本日の審議会は、委員10名中8名の委員が出席でございますので、羽幌町港湾審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に本日の次第の2であります委員長の選出に移らせていただきます。</p> <p>選出にあたり事務局を進行役としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異存がないようですので、委員長の選出に入りたいと思います。</p> <p>羽幌町港湾審議会条例第5条第2項の規定により、委員長は委員の互選により決めることになっております。皆様からご推薦、ご自薦による立候補をお受けしたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(推薦、自薦なし)</p> <p>無いようですので、事務局案としてご提案させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>事務局案といたしましては、これまで審議会委員長としてのご経験がございます今委員に委員長をお願いいたしたく、ご推薦をいたしますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということで、委員長には今委員にお願いすることで決定させていただきます。今委員長よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、羽幌町港湾審議会条例第5条第3項の規定によりまして、委員長が審議会の会務を担うこととなっておりますので、これをもちまして私の進行について終了させて頂きます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>この後は委員長に交代したいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
今委員長	<p>ただいま皆様から推薦をいただきまして、委員長の大役を仰せつかります。</p> <p>委員並びに顧問の皆様からのご指導、ご協力を賜りまして、任務を果たして参る所存でございますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、次第の3の職務代理者の指名に進ませていただきます。羽幌町港湾審議会条例第5条第5項の規定によりまして、委員長があらかじめ指名する委員を代理者とすることとなってございますので、私のほうから職務代理者を指名させていただきたいと思います。</p> <p>職務代理者には江野委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでござりますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは異議なしと認めますので、江野委員よろしくお願ひします。</p> <p>続いて、次第4の今後の港湾整備計画等について審議に入りたいと思います。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、お配りしています資料にそって、湾整施設の整備状況等について説明させていただきます。</p> <p>はじめに、資料3ページの羽幌港の国直轄港湾整備について（1）令和2年度の実績ですが、令和元年度からの継続事業として、物揚場（-3.5m）の改良工事を実施しました。施工箇所は次ページの図面の緑色Aで、本体工39mの整備を行いました。事業費は1億8千万円で、羽幌町負担額は3分の1の6千万円となっております。</p> <p>次に（2）令和3年度の当初計画ですが、令和2年度に引き続き、物揚場（-3.5m）の改良工事を実施します。施工箇所は次ページの図面の黄色Bで、本体工34mの整備を行います。事業費は1億8千万円で、羽幌町負担額は3分の1の6千万円を見込んでいます。</p> <p>次に（3）令和4年度の予定ですが、物揚場（-4.0m）の改良工事を計画しています。施工箇所は次ページの図面の赤色Cで、本体工44mの整備を予定しているところです。</p> <p>令和5年度以降の施工箇所は図面の水色Dになります。令和4年度からの継続で物揚場（-4.0m）の改良工事と、令和3年度の施工箇所の継続となる物揚場（-3.5m）の改良工事、また、西防波堤外港の波除堤の整備を計画しています。</p> <p>以上が羽幌港の国直轄港湾整備についての内容となります。続いて令和2年度の国直轄事業以外の主な整備内容の説明をさせていただきます。</p> <p>資料5ページの羽幌港の図面に記載していますが、港の浅くなっている箇所の浚渫業務、北物揚場エプロン補修、漁船上架施設背後地の砂止めフェンス修繕を実施しました。焼尻港及び天売港については、令和2年度の実績はありませんが、今後も施設の適切な管理を継続して行います。</p> <p>以上が港湾施設の整備内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>なお、この後、留萌港湾事務所より報告事項がありますので、よろしくお願いします。</p>
留萌港湾事務所長	<p>日頃より、北海道開発局の港湾整備事業にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>私より、羽幌港本港地区耐震強化岸壁整備事業において、昨年度再評価を受けている内容について説明をさせていただきます。</p> <p>羽幌港の図面の青色部分が整備済みの箇所で、赤色の未整備箇所が羽幌町から説明のあった物揚場（-3.5m）の改良と物揚場（-4.0m）の改良という形になっております。</p> <p>再評価を行った内容で施設の規模が変更になったのが物揚場（-4.0m）で、従来は岸壁（-5.0m）としてエビ簾大型漁船が係留する利用形態であったものを、外来のイカ釣り漁船が利用できる物揚場とする計画へと見直して、令和2年11月に再評価を受けております。</p>

	<p>事業概要は耐震強化岸壁整備の総事業費が75億円で、残事業費が8億円。整備予定期間が2年間延長して令和7年度まで。令和2年度末の整備進捗率は約90%となっております。</p> <p>以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。</p>
今委員長	ただいま、事務局からの事業説明、また、留萌港湾事務所からの報告事項がありました。皆様からご意見、ご質問等はございますか。
江野委員	昨年の港湾審議会の中で、令和4・5年度以降の物揚場（-4.0m）整備に関して水深の話をしていました。フェリーの避難港ということで5mの水深を確保することを、担当者が代わった際に話が引き継がれるよう、文書や図面に残すことをお願いしていたが、その後の対応はどのようになっていますか。
留萌港湾事務所長	資料4ページの図面の令和4年度整備予定箇所の物揚場（-4.0m）の下段に「水深（-5m）」と記載しているところで、今後、北海道開発局で利用する書類には、このような表記で進めたいと考えています。
江野委員	わかりました。令和3年度整備箇所の黄色の部分ですが、この場所にフェリーを着けることもあるため、物揚場の水深はどこまで3.5mでどこから5mになるのかも表示してほしい。
留萌港湾事務所長	物揚場施設の全延長ではなく、一部が水深5mとなっているので、図面の表記について工夫したいと思います。
江野委員	物揚場の改良事業の内容について、船の作業水域を5m又は7m前に出すということを、以前の北海道開発局との打合せで聞いているが、この度の国直轄整備工事に関係するものなのか。
留萌港湾事務所長	物揚場（-4.0m）の改良については、既存のふ頭から約5m前出しをしながら整備を行っていく計画で、先端の防波堤に接続する部分は消波ブロックを設置済みであるが、その岸側の工事を進めていくこととなります。 物揚場（-3.5m）の改良については、令和3年度に工事を実施しているところで、漁船の利用ができるよう整備を進めているところです。
江野委員	旧フェリー係留箇所の船尾部にあたる施設（斜路）については、どのように整備されるのか。斜路が確保されなければ、フェリーを泊めても車や荷物の積み下ろしができない状況となってしまうので、残す方向でお願いしたい。
留萌港湾事務所長	その箇所については、漁業利用とフェリーの緊急避難対応が両方可能となるような整備方法を、今後も検討していきます。 ランプウェイを利用して荷物の積み下ろしを行うために確保したいということですので、その機能を維持して、かつ、漁業利用にも活用できるような整備を考えていきたい。 若干、通常の施設の高さとは異なる部分が出てきますが、そこはご理解いただく形になるかと思います。
今委員長	只今の江野委員の意見は、令和5年度以降の工事に關係してくるのかと思います。港湾事務所からのお話で、フェリーと漁業者の双方が利用しやすい港湾施設となるのであれば、漁業者側からの異論はありませんが。

	波除堤の整備による港内の静穏度の上昇で、この2年ほどフェリーの避難がない状況となっています。大きな台風や低気圧が来た際に、旧フェリー岸壁に移動を想定していることは理解できますが、今後の課題だと思いますのでよろしくお願ひします。
佐藤委員	資料4ページの赤色Cの物揚場（-4.0m）改良工事はいつ頃実施する予定か。また、沖側に消波ブロックが置かれていて利用できない状況であるが、同時期に整備されるのか。
留萌港湾事務所長	物揚場（-4.0m）の改良は、令和4年度に予算要求し整備していく計画であります。防波堤側の消波ブロック設置箇所についても、令和4年度に上部工、舗装工を実施する予定で、整備後の利用可能延長は約95mになります。
今委員長	他に皆様からご質疑等はございませんか。 無いようでございますので、以上をもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。